

シェアドアアクセス方式における 残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて

令和4年11月30日

事 務 局

- シェアドアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線（以下単に「分岐端末回線」という。）の接続料については、利用者との契約のある回線（以下「現用回線」という。）に係る接続料のほか、利用者との契約の解約等によりサービス提供に用いられなくなった回線（以下「残置回線」という。）に対しても、
 - ・ 撤去する場合には、接続事業者が当該回線の撤去費用及び未償却残高を負担
 - ・ 残置する場合には、接続事業者が引き続き当該回線に係る維持等に要する費用（償却済み比率を考慮）を月額で負担することとされている。

（現用回線と残置回線を区別せず原価を算定した上で現用回線数に応じて接続料を設定されている他の接続機能（シングルスター方式等）とは異なり、網改造料に準じた取扱いとなっている。）

$$\text{接続料原価} = \frac{\text{回線コスト (残置回線に係るものを含む。)}}{\text{現用回線総数}}$$

（適用対象：現用回線）

シングルスター方式等

$$\text{接続料原価} = \text{取得固定資産価額} \times \text{設備管理運営費比率} + \text{減価償却費}$$

（適用対象：残置回線を含む全回線）

（網改造料における端末回線伝送機能の比率に基づく）

（法定耐用年数（20年）終了後は0円）

シェアードアクセス方式の分岐端末回線

- そのような残置・撤去費の費用負担方法をとっているのは、平成16年度における接続約款の変更（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号。同年12月21日認可）において、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及び西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況」にある」とされたことを踏まえたものである。
- この点、本研究会（第64回）事業者ヒアリングにおいて、KDDI株式会社より、次のとおり論点提起があった。

その後、競争環境が変化してまいりまして、2011年度にはシェアード・フレッツ間の転用ができる形で、当時はシェアードとフレッツしかプレーヤーがいなかったのが、転用ができる状況が生まれたところでございます。また2014年度には、コラボ光が提供開始されて大きく台頭してきたところでございます。今後、このコラボ光の事業者との転用の工事についても実現できるように、現在調整をしているところでございます。

こういった現状を踏まえまして、当時の整理であった各事業者が専属的に利用するという整理が既に解消されている状況があるのではないかと考えておりまして、このルールについて見直す議論をしていただけないかということで、御説明させていただいたところでございます。【KDDI株式会社】

次の論点について、接続事業者及びNTT東日本・西日本からヒアリングを行い、分岐端末回線の残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて、要否及び（要する場合の）見直しの方向性について、検討を深めることとしてはどうか。

(1) 残置回線の現状について

接続事業者及びNTT東日本・西日本（利用部門）における残置回線の現状はどうなっているか。（残置回線数の推移、転用等の進展状況、利用者への案内状況等）

(2) 「特殊な状況」の現状について

転用等の実現・進展により、分岐端末回線の残置回線についても、他の接続機能と同様、全ての接続事業者（NTT東日本・西日本の利用部門を含む。）が受益しうる設備となっているのではないか。あるいは、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」が継続しているのか。

（参考）転用等の実現・進展状況

NTT東日本・西日本（フレッツ光）－接続事業者間の引込線転用の実現（平成23年度～）

NTT東日本・西日本（フレッツ光）・NTT東日本・西日本の卸先事業者（コラボ光）の事業者変更（令和元年度～）

NTT東日本・西日本の卸先事業者（コラボ光）－接続事業者間の引込線転用の実現（早期実現に向け事業者間協議中）

(3) 「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直しについて

「特殊な状況」の解消が認められる場合、分岐端末回線の接続料の算定方法をどのように見直すべきか。残置回線の維持管理費と撤去費それぞれについてどのように考えるか。

(4) 転用等の実現後における残置・撤去の判断主体について

現在は「特殊な状況」を踏まえ、各接続事業者が分岐端末回線の残置・撤去の判断を行っているが、「特殊な状況」の解消が認められる場合、他の接続機能と同様、NTT東日本・西日本が残置・撤去の判断をするべきか。NTT東日本・西日本が判断主体となる場合の支障はあるか。

(5) 既存残置回線の費用負担について

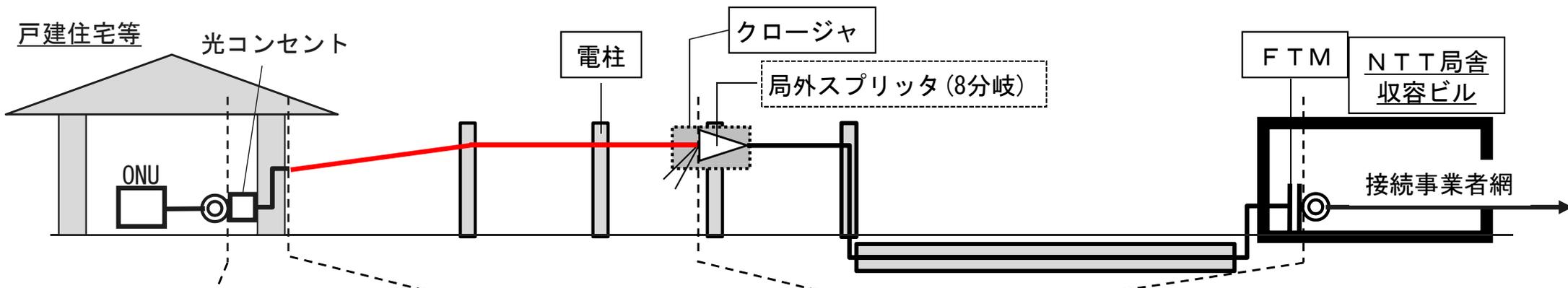
接続料算定方法を見直す場合、現行の算定方法に基づき、各接続事業者において残置・撤去の判断を行い、当該接続事業者が費用を負担している残置回線（既存残置回線）についても、算定方法を見直すべきか。

(6) 残置回線に係る取組みの進め方等について

残置回線については、利用者へのサービスの提供に用いられていない電気通信設備であるが、残置回線の数を減らしていくための取組みを行っていく必要はあるか。必要はあるとして、どのような取組みが考えられるか。

また、今回議論する算定方法の見直し等により、利用者等への利益はあるか。

(参考1) シェアドアアクセス方式に係る接続料(令和4年度適用接続料)



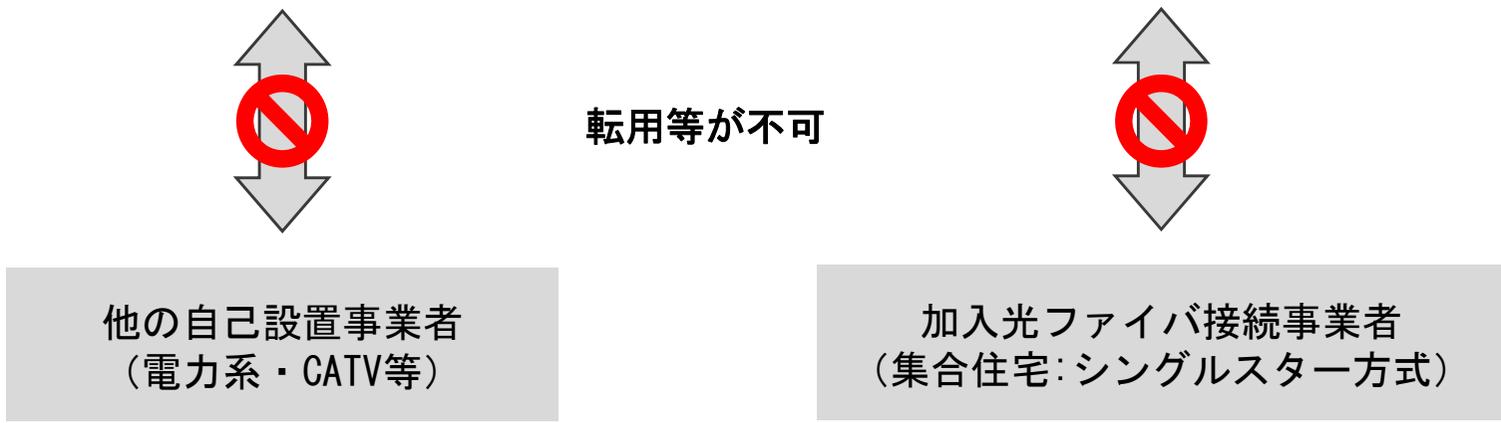
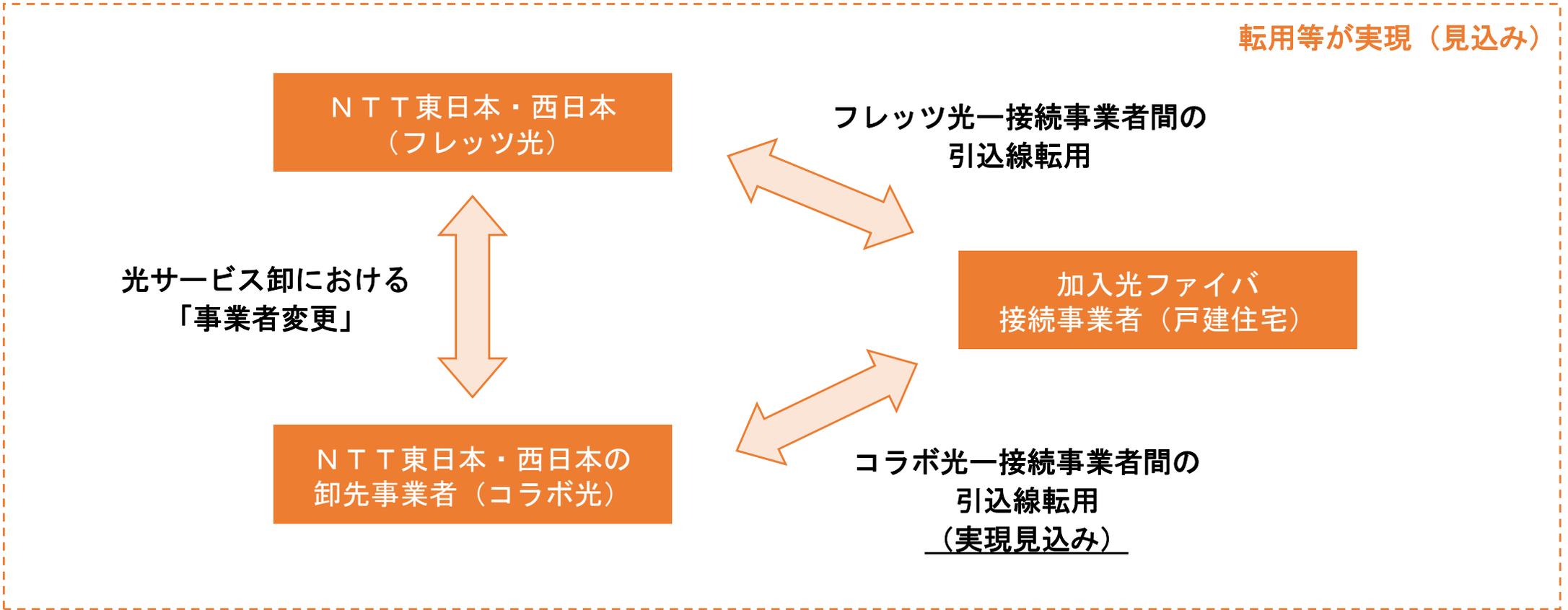
	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	182円 /分岐端末回線	328円 /分岐端末回線	35円 /分岐端末回線	1,476円 /主端末回線
NTT西日本	175円 /分岐端末回線	412円 /分岐端末回線	79円 /分岐端末回線	1,510円 /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
 ※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

残置回線の維持・撤去に係る料金

	維持に係る負担額	撤去に要する費用
NTT東日本	250円 /残置回線・月	8,572円 /残置回線
NTT西日本	468円 /残置回線・月	16,343円 /残置回線

※3 維持に係る負担額は、NTT東日本・西日本の屋内配線が設置されている場合の負担額。
 ※4 撤去に際しては、上記のほか、当該残置回線に係る未償却残高を負担する必要。



(参考3) NTT東日本・西日本の接続約款上の規定

(光信号引込等設備の取扱い)

第34条の6 **協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備（光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等（光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むものとし、以下同じとします。）に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（以下、当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。）**、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、**当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するもの**とします。

- 前項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、前項の**協定事業者からその維持等の終了を要望されたときは**、その光信号引込等設備を用いた再利用ができたときを除き、**当社はその光信号引込等設備を撤去するもの**とします。
- 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、**当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるもの**とします。この場合において、当社はその光信号引込等設備を用いた再利用ができたか否か第1項の協定事業者に通知するものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することがあるものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

(4・5 略)

料金表 第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の**維持等に係る負担額**

- 適用 (表略)
- 負担額

区 分		単 位	料 金 額	備 考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りま す。）が設置されているもの	光信号引込等設備ごとに月額	東：250円 西：468円	-
	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りま す。）が設置されていないもの	①当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	光信号引込等設備ごとに月額	東：255円 西：473円	-
		②協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	光信号引込等設備ごとに月額	東：250円 西：467円	-
(2) 信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	光信号引込等設備ごとに月額	東：39円 西：77円	-	

第2 光信号引込等設備の**撤去に係る負担額**

第34条の6（光信号引込等設備の取扱い）第1項から、第3項又は第5項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（東：15,782円 西：22,685円）－光信号引込等設備の残存価額）
×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額} ×（1＋貸倒率）

(ア・イ 略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	東：8,572円 西：16,343円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	東：273円 西：297円

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の接続料等の改定）（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号） 変更案に対する意見及びその考え方

<意見>

- これまで、光信号分岐端末回線設置に係る費用は、全て接続料金として月額料金となっておりましたが、今回の接続約款変更申請案は、料金体系を見直し、一部を工事料化し、また、撤去工事費（残存簿価含む）を個別負担するという、過去に例のない料金体系の変更案となっております。
回線設備に関する費用は、接続料金として月額で負担することが基本であり、工事費としての回収は、今回のAOクロージャ内接続に限定すべきと考えます。（KDDI株式会社）

<再意見>

- 相互接続において要した費用は、その便益を受ける事業者が、その利用度合いに応じて適切に負担すべきものと考えます。
今回、認可申請したシェアドアクセスにおける引込線等単芯部分は、個々の回線設置申込み毎に新たに設置するものであり、当該事業者様が専属的に使用するものであることから、その費用については、当該引込線を使用している事業者様が全額費用負担する料金体系に見直すことにより、コスト負担の適正化を図るものです。
従来の月額料金のみで回収する料金体系の場合、短期間で使用を廃止された場合には当社において創設費の回収漏れが発生すること、および、短期間の利用が多い事業者様と長期間の利用が多い事業者様の間でコスト負担の不公平が生じることから、今回の申請案のとおり、発生態様に合った費用回収方法とすることが適当であると考えます。（NTT東日本・西日本）

<考え方>

- 光信号分岐端末回線の敷設については、接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況のものであることを考慮し、より適切な回収方法を設定するものである。
なお、今回のケース以外であっても、接続料体系の見直しを図るべき状況が生じれば、費用の発生態様を考慮して適切に判断していくこととなる。

接続料の算定に関する研究会 第一次報告書 第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法 2. 分岐端末回線の費用

(1) 現状

(…) 今般、分岐端末回線の費用に関して、KDDIから次のとおり、利用者解約後に回線撤去する場合の課題及び分岐端末回線の接続料負担の課題が示された。

ア 利用者解約後に回線撤去する場合の課題

引込等設備の有効利用を図るため、NTT東日本・西日本では、基本的に利用者解約後であっても分岐端末回線を残置している。しかしながら、その場合、接続事業者では、回線撤去をしたくても、利用者解約後の元の利用者に連絡を取ることが難しいために、そのための手続をとることができず、適用される接続料の支払いは求められてしまう。

イ 分岐端末回線の接続料負担の課題 (略)

(2) 主な意見

ア 利用者解約後に回線撤去する場合の課題

KDDIからは、「接続事業者の依頼をもとに設備設置事業者であるNTT東・西からお客様にアクションして回線撤去できる手続」を設定していただきたいとの意見が示された。

イ 分岐端末回線の接続料負担の課題 (略)

(3) 考え方

ア 利用者解約後に回線撤去する場合の課題

利用者解約後の回線撤去については、現在、KDDIは、接続事業者の依頼をもとに設備設置事業者であるNTT東日本・西日本から利用者に連絡を取り、回線撤去できる手続を設定するようにNTT東日本・西日本と協議を実施している。

接続事業者が利用者解約時に回線撤去をNTT東日本・西日本へ申し出なかった場合、利用者解約後も接続料の支払いが必ず求められるという現況は、その後の接続事業者の回線撤去要望に応じて改善することが必要である。

その際、分岐端末回線を接続で提供する場合、利用者に対してその区間の役務提供を担っているのはNTT東日本・西日本であるが、利用者解約に係る対利用者対応の実務の現状等が検証される必要がある。

総務省は、NTT東日本・西日本に対して検討の加速を依頼することとし、その報告を受けて、検討結果の検証を行うこととするのが適当である。

イ 分岐端末回線の接続料負担の課題 (略)

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について（NTT東日本・西日本あて行政指導、平成29年9月8日総基料162号）

6 利用者解約後の分岐端末回線に係る費用負担

貴社の加入光ファイバの分岐端末回線に接続事業者が接続する場合について、利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状等について調査し、当該解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方について、接続事業者の要望を聴取した上で検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

要請に基づく報告（平成29年12月28日）

〔利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状〕

- ・サービス解約時の利用者対応は、接続事業者が実施しており、解約の後、残置されている分岐端末回線に係る利用者との再対応についても、接続事業者が実施しています。
- ・接続事業者が当社の加入光ファイバに接続する場合、当社は接続事業者から接続事業者のサービスに係る契約者氏名及び契約者連絡先を共有いたしません。
- ・また、分岐端末回線が残置されるか否かにかかわらず、接続事業者のサービスを利用者が解約しても、当社は接続事業者から接続事業者のサービスに係る契約者氏名及び契約者連絡先を共有いたしません。

〔解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方についての措置（KDDI殿との協議状況）〕

- ・解約当時、KDDI殿の判断で残置されている分岐端末回線について、その後KDDI殿にて撤去すべきと判断した場合にも解約以前の利用者とは再対応が困難であるとの課題をお聞きし、その扱いについて、費用負担の在り方を含め、協議してまいりました。（2017年2月から12月にかけて、計8回）
- ・費用負担の在り方については、「残置されている分岐端末回線に係るコストを含め、利用者が現用している分岐端末回線のみ接続料を適用することも考えられるのではないか」といった、「接続料の算定に関する研究会（第4回）」における構成員のご発言も踏まえて双方協議した結果、KDDI殿が残置するとしていた分岐端末回線のうち将来的にも再利用が見込まれないものを、当社も協力して実際に撤去することによりKDDI殿の費用負担を回避することとし、具体的な方策について検討を進めることでKDDI殿と合意しています。（2017年9月）
- ・その方策として、KDDI殿の利用者からのサービス解約後の分岐端末回線の撤去承諾を当社が取得するご要望をいただいたことから、撤去承諾に係る利用者対応を当社がビジネススペースで代行する場合の業務フローや概算金額等具体的な案を提示しました。（2017年9月）
- ・当社の提案をうけ、現在、KDDI殿において、KDDI殿自身が折衝を行うか当社に依頼するかを検討していただいております。当社としては、KDDI殿における検討状況を踏まえつつ、当社に依頼するご要望があれば対応していく考えです。

3. 検討スケジュール(案)



○ 第65回会合（11/30（本日））

- ・ 論点及びスケジュール等の案について事務局から提示

○ 年内目途

- ・ 接続事業者（KDDI株式会社及び他接続事業者（予定））からヒアリング

○ 令和5年1月目途

- ・ 第一種指定電気通信設備設置事業者（NTT東日本・西日本）からヒアリング

○ 令和5年3月目途

- ・ ヒアリング等を踏まえ、制度整備の方向性の案について、事務局から提示

○ その後、必要な接続約款の変更等がある場合には、NTT東日本・西日本の卸先事業者（コラボ光）－ 接続事業者間の引込線転用の実現時期を踏まえつつ、NTT東日本・西日本において接続約款の変更認可の申請